



平成 30 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 東洋ゴム工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 隆史
(コード：5105、東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員
コーポレート統括部門管掌 櫻本 保
TEL：072-789-9101

商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 15 日開催の取締役会において、同年 3 月 29 日開催予定の第 102 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり商号変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、モビリティ分野をビジネスの中核とする中計'17を飛躍へ挑戦するターニングポイントと捉えており、グローバル業容拡大とブランドステータス強化による企業価値の向上をさらに加速させることを目的に、この度商号変更を実施いたします。

(2) 新商号（英文表記）

TOYO TIRE株式会社（Toyo Tire Corporation）

(3) 変更予定日

平成 31 年 1 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

現行定款第1条の記載の商号変更を行うため。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 当社は<u>東洋ゴム工業株式会社</u>と称する。 前項の商号は、英文では <u>Toyo Tire & Rubber Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条 }) (条文の記載省略) 第40条 }</p> <p style="text-align: center;">附 則 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 当社は <u>TOYO TIRE 株式会社</u>と称する。 前項の商号は、英文では <u>Toyo Tire Corporation</u> と表示する。</p> <p>第2条 }) (条文は現行どおり) 第40条 }</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 (商号) の変更は、平成31年1月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>第1条 (商号)</u> <u>当社は東洋ゴム工業株式会社と称する。</u> <u>前項の商号は、英文では</u> <u>Toyo Tire & Rubber Co., Ltd.と表示する。</u> <u>る。</u> <u>なお、この経過措置は、第1条の変更の効力発生後これを削除する。</u></p>

以 上